

## 平成28年大網白里市議会第3回定例会文教福祉常任委員会会議録

日時 平成28年9月14日（水曜日）午前10時開会

場所 本庁舎 3階 第一会議室

### 出席委員（5名）

加藤岡 美佐子	委員長	小金井 勉	副委員長
森 建 二	委員	蛭 田 公二郎	委員
秋 葉 好 美	委員		

### 欠席委員（1名）

宮 間 文 夫	委員
---------	----

---

### 出席説明員

社会福祉課長	安 川 一 省	社会福祉課副課長	古 川 正 樹
社会福祉課主査 兼社会福祉班長	齋藤 康 弘		
市民課長	小 川 丈 夫	市民課副課長	飯 田 剛
市民課主査 兼国保年金班長	茂 田 栄 治		
高齢者支援課長	町 山 繁 雄	高齢者支援課副課長	小田川 尚 子
高齢者支援課主査 兼高齢者支援班長	戸 田 久 子	高齢者支援課主査 介護保険班長	鈴 木 理 一
子育て支援課長	松 戸 敏 彦	子育て支援課副課長	糸 井 陽 子
子育て支援課主査 兼保育班長	菊 池 有 輔	子育て支援課主査 兼児童家庭班長	島 田 洋 美

---

### 事務局職員出席者

議会事務局長	秋 本 勝 則	副 主 幹	石 井 繁 治
書 記	安 井 與志秀		

## 議事日程

第1 開会

第2 委員長挨拶

第3 協議事項

(1) 陳情（新規付託案件）の審査について

- ・ 陳情第10号 指定難病以外の難病・疾病対策の充実に関して国等への意見書の提出を  
求める陳情

(2) 条例等付託議案の審査について

- ・ 議案第2号 平成28年度大網白里市国民健康保険特別会計補正予算
- ・ 議案第3号 平成28年度大網白里市介護保険特別会計補正予算
- ・ 議案第8号 大網白里市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の  
一部を改正する条例の制定について

第4 その他

第5 閉会

---

◎開会

○副委員長（小金井 勉副委員長） 皆さんおはようございます。

ただいまより文教福祉常任委員会を始めます。

（午前 9時58分）

---

◎委員長挨拶

○副委員長（小金井 勉副委員長） 委員長、挨拶をお願いします。

○委員長（加藤岡美佐子委員長） 今日は雨降るのにご苦労さまでございます。

いつも6名体制ですけどね。

（「宮間さんの親族が病気ということで」と呼ぶ者あり）

○委員長（加藤岡美佐子委員長） 前回に否決をされた問題とかありますけれども、今日も慎重審議をしたいと思いますのでよろしく願いいたします。

---

◎陳情第10号 指定難病以外の難病・疾病対策の充実に関して国等への意見書の提出を求める陳情

○副委員長（小金井 勉副委員長） 続きまして3番目といたしまして協議事項ですが、委員長お願いします。

○委員長（加藤岡美佐子委員長） 傍聴の希望がありましたので、これを許可します。傍聴者を入室させてください。

（傍聴者 入室）

○委員長（加藤岡美佐子委員長） では、本日の出席委員は5名ですので、委員会条例第14条の規定による定足数に達しておりますので会議は成立いたします。

それでは、当常任委員会に付託となった陳情第10号 指定難病以外の難病・疾病対策の充実に関して国等への意見書の提出を求める陳情についての審査を行いたいと思います。

陳情書の内容については、既にお配りしておりますので朗読を省略させていただきます。

なお、本陳情審査に伴い、説明員として社会福祉課を呼んであります。社会福祉課を入室させてください。

（社会福祉課 入室）

○委員長（加藤岡美佐子委員長） 社会福祉課の皆さんご苦労さまです。

それでは、陳情内容に関して国等の取り組み状況などの説明をお願いします。

時間の関係もありますので簡潔明瞭をお願いします。なお説明終了後に各委員から質問があった際は、挙手の上、委員長の許可を求めてから速やかにお答えください。

○蛭田公二郎委員 前は陳情者は齋藤勝さんでしたが、今回、2名になって、大網白里身体障害者福祉会の会長さんと連名になって、今日お出でになっている方、そうなんですかね。もしそうであれば陳情者の方にこの福祉会という会の紹介も兼ねて今回の陳情についての簡単な知識といいますか、そういうのをお話しいただいたら、せっかくもし来ているんだしたら、あの方がそうなんじゃないかと思うんですけども、いただいたらいいんじゃないかなと思うんですがね。

○森 建二委員 今回、前回に続いて齋藤さんと大網白里市身体障害者福祉会の猪川会長といらしていただいています、そういう形で出していただいて、自分も紹介議員というわけではないですが、いろいろ相談いただいている形で動いておりますので、どなたがいいかわかりませんが、むしろ私でよければ一言ご承認いただければというふうに思っております。

○委員長（加藤岡美佐子委員長） ではどうぞ。

暫時休憩します。

（午前10時03分）

---

○委員長（加藤岡美佐子委員長） 再開いたします。

（午前10時05分）

○安川一省社会福祉課長 今現在の国の施策の概要についてご説明をさせていただきたいと思っております。

陳情書に記載されている趣旨と若干重複することもございますが、よろしく願いをしたいと思っております。

難病の患者に対する医療等に関する法律は、平成27年1月1日に施行となりました。それに伴いまして指定難病も27年1月1日には110、そして27年7月1日には306と大幅に拡大をしております。そもそも難病につきましては4つの要件がございます。発病の仕組みが明らかではない、治療方法が確立をしていない、まれな疾患である、長期の療養を必要とする。これらが難病でございます。さらに指定難病として医療費助成等を公費の助成を受ける場合、さらに2つの要件がございます。1点目は患者数が一定の人数に達していない

こと。今現在国では人口に対して0.15%未満で、患者数としましては約18万人、これを一つの基準としているということでございます。それからもう一点は、客観的な診断基準またはそれに準ずるものが確立していること。以上の6点が指定されるための最低の要件となっております。

そして指定難病の選定方法なんですけれども、厚生労働省が設置しております指定難病検討委員会においてまず討議をし、パブリックコメントを経た後に大臣が指定をするという手続になっております。これらの手続を経まして、平成26年度には全国で92万5,646人の指定難病の患者がいらっしゃるということでございます。平成27年につきましては、まだ国のほうで確定数値が出ておりませんが、約150万人、法改正に伴って指定対象が広がった影響もありまして約1.5倍以上に拡大するというふうに言われております。

本件の線維筋痛症にかかる昨今の状況でございますけれども、約200万人の患者がいらっしゃるそうでございます。その症状によって重症化すれば身体に何らかの障害が出てくる。その場合には身体障害者手帳の取得ですとか、障害年金の受給についても可能となる。ただし指定難病ではございませんので、本件の医療費助成の対象外となっております。

それから、難病にかかった方々の生活全般の支援ということがございますが、2点国としては稼働しております。

1点目は、難病相談支援センターを全国の都道府県に設置をしていると。千葉県につきましては県内9カ所に設置しております。この圏域においては成田赤十字病院に難病相談支援センターが設置されております。このセンターの役割分担といたしましては、圏域内にあります千葉県健康福祉センター、それから医療機関、福祉施設等と連携いたしまして総合的な支援を行っているということでございます。

そしていま1点は、就職を希望する難病患者の方に対しまして、ハローワークに難病患者就職サポーターを設置いたしまして、このサポーターが先ほど申し上げました難病相談支援センターとも連携しながら、その方の症状の特性を踏まえて就労支援、または在職中に難病が発症される方につきましては、雇用継続等に総合的な支援を行っていくとなっております。

難病を取り巻く環境は、概略ですが以上のとおりでございます。

○委員長（加藤岡美佐子委員長） ただいま説明のありましたことについてご質問等があればお願いいたします。はい。

○副委員長（小金井 勉副委員長） この陳情者の齋藤勝さん以外の方から、この線維筋痛症

以外の線維筋痛症の患者さんから相談を受けたことがありますか。

○委員長（加藤岡美佐子委員長） はい、どうぞ。

○安川一省社会福祉課長 この線維筋痛症を含め難病については非常に相談が少ないです。今ご質問のありました本病気については、我々の記憶の中では1件もございません。少なくともこの1年間は1件もございません。

○委員長（加藤岡美佐子委員長） ほかにございますか。  
はい。

○副委員長（小金井 勉副委員長） この難病、今、相談を受けたことがないと言いましたけれども、難病患者さんはその内容はいろいろあると思うんですけれども、そういう方に一番大事なのは就労支援だと思うんですよね。ただ単に、齋藤勝さんが今どういう状況かわかりませんが、その中でこういった患者さんが仕事もできない、仕事となればやっぱり家庭的、経済的負担もそういう面から見てもいろいろな内容があると思いますけれども、就労をサポートしていくことがやっぱり一番、さっき課長が一番最後のほうで県のほうでハローワーク等どうのこうのと言いましたけれども、私から客観的に見ますと、やっぱり就労支援をしていくことが一番大事じゃないかと私は思うんですけれども、そういうことに対して相談を受けたことがありますか。

また、そういうことに対して市側ではどういう考えをお持ちになられていますか。ちょっとお答えください。

○安川一省社会福祉課長 就労支援の相談というのを実質的に受けたことはないんですけれども、仮に何らかの難病に罹患をして相談に来られた場合、就労支援につきましてはやはり国が運営しておりますハローワークがキーになります。その中に難病患者の就職サポーターというのが今、設置されておりますので、一般の就労者とは別枠でその方が支援をすることになります。精神の状態ですとか身体の状態、その人千差万別だと思うんです。ですのでその方の状況に見合った支援をするには、やはりこのハローワークのサポーターが最適だと思います。

○蛭田公二郎委員 今、就労の問題が出ましたけれども、今回の陳情項目、4項目ありまして、やはり今の就労の問題というのは非常に大事だということで、難病患者への就労支援の充実強化を行ったというふうに项目的になっておりますけれども、よく200万人ぐらいなということがわかったと思うんですけれども、この間私もテレビを拝見したんですけれども、200万いると。1段階から症状によって5段階まで、もう4段階、5段階になると立って歩

くこともできない、ほとんど寝たきり。そういう状態の人が非常に多いというんですね。だからそもそもの治療、病院に行っても、この人は血圧も何も全部正常でどこも悪くないと。医者はおもう見放して、これはこの子がうそをついているんですよ、お母さん、わからないですかってなことまで言われたんですけども、そういう状態でなかなか医者もわからない。だんだん悪くなっていったらもう歩けない、寝たきりと。こういう状況の中で、本当に就労といっても難しいんだと思うんですよね。だから一般的なハローワークでなくて、今、課長言われたみたいに軽度の段階であれば、去年から始まった生活困窮者自立支援制度がありますよね。そういうところなんかでは、そういう困窮されている方の就業だとか、それから障害持っている方の支援なんかをやっているんだと思うんですけども、軽度の場合なんかでしたら、そういう自立支援のところなんかで何か手を差し伸べてということはあるのかなというふうに思うんですけども、それはいかがでしょうか。

○委員長（加藤岡美佐子委員長） 課長。

○安川一省社会福祉課長 その難病に限らず、今、議員がおっしゃいました軽度の障害。これは心の病であっても、生まれつきの知的障害であっても、身体障害であっても、軽度であれば市と県が運営しております自立相談支援、その中で就労に結びつけることは可能かと思えます。今、実際そういう方々の相談も複数受けている状態でございます。

○森 建二委員 先ほど小金井副委員長がおっしゃられたような形で、まず一番、現在動くべきは就労支援なのじゃないかと私も思います。その上で、具体的に今、市ができることと言えば結局ハローワークを紹介することぐらいしかないんでしょうか。それ以上に市でできることはないんでしょうかということが1つと、あと現在、1つ目の要望、陳情であります自己負担額の軽減措置や障害者手帳の交付などがありますが、これは現実的に市、県、国、そして厚生労働省でできる部分というのは、現在法的にあるものなんでしょうか。

○委員長（加藤岡美佐子委員長） 課長。

○安川一省社会福祉課長 先ほどの蛭田議員のご質問に対する答弁と重複するんですけども、その症状の比較的軽い方、就労ができる方につきましては、市がやっております自立相談支援の中で就労に結びつけることもあるかと思えます。そのときには私どもはハローワークと連携して支援をしてもらいます。いま1点の自己負担額の軽減措置ですとか、障害者手帳の交付についてですが、まず費用負担は指定難病に指定されて、それが認められた場合なんですけれども、その医療費につきましては、通常保険証の3割負担我々は負担しているのですが、その方々はまず2割負担が原則となります。その上で所得要件によりまし

て月額の上限負担額が決まっております。非課税世帯で月額2,500円。それが課税世帯になりますと順次上がってまいります。そして公費負担はどこがするのかという話になるんですが、国と県が2分の1を負担するという仕組みになっております。

以上です。

○秋本勝則議会事務局長 今、自己負担だけの話だったですけれども、委員からは障害者手帳だとかそういう支援の話もあったと思いますけれども。

○安川一省社会福祉課長 済みません、答弁漏れがございました。

難病が重度化すれば指定難病ではなくて、例えば手に障害が出る、足に障害が出る、あるいは体の体幹に障害が出て座っていられなくなる。そのような障害者手帳の項目に合致してまいれば、身体障害者手帳の交付の対象となります。

○森 建二委員 それでは例えば線維筋痛症であるというだけでは、現在は障害者手帳の交付対象にはならない。

○安川一省社会福祉課長 はい、そのとおりでございます。

○森 建二委員 ただ、この状態であれば、それ以上の目に見える形の障害がなければ交付はできないということになるわけですね。

○安川一省社会福祉課長 おっしゃるとおりです。

○森 建二委員 わかりました。

○委員長（加藤岡美佐子委員長） 秋葉委員。

○秋葉好美委員 この線維筋痛症に至るまでやっぱり医療機関を相当何度も訪れたりして、中には31年目にわかったという人もいるし、やっと1年目でわかったという人もいますけれども、最近9月8日にいわゆる難病関連団体と厚生労働省が打ち合わせやったんですね。協議を持っています。これは新聞に載っていたのでちょっと読ませていただきたいんですけれども、全国に難病医療の体制ということで、厚生労働省がモデル案ということで発しているんですけれども、厚生労働省や難病関連の3団体が意見交換をされたわけなんです。そこでやはり厚生省からは地域格差があるんだと。難病患者への医療提供体制をやはり全国に構築するモデルケース案が示されたということなんですね。それで難病患者の早期診断とやはり診療や都道府県ごとの難病診療連携の拠点病院を中心にネットワーク形成をして誰でもどこでも診断、診療が受けられる体制をこれからは構築していきましょうということを、この9月8日に話されているわけなんです。それでやはり厚生労働省が、医療費が助成される指定難病の拡大、また今年度は現在までに17疾患が要件、要する



に要件が必要だと思うんですけども、満たすと。また今月中に追加分も検討するということの説明があったようなんですね。やっぱり難病関連団体からは、先ほど来出ていますけれども、やはり患者の生活、就労支援のあり方が非常に意見交換の中であったというお話をされておりました。特に、やはり今後ですね、いわゆる指定難病の拡大とともに医療提供体制の確立が非常に大事だと。特に地域格差是正ですね、これをやっぱりやっぴりやっぴりやかないと大変だよと。私たちどうしても先ほど来お話が出ていますけれども、やはり患者目線というんでしょうかね。本当に上辺だけを見ているだけではわからないんですね。ところが全身の痛み、または頭痛だったら頭重感だったり吐き気だったり、不眠だったり、いろいろな症状がある。でもそれが私たちに見られない。そういったことがあるので、やはり患者目線になって制度改革の改善が非常に必要になってきますよという話し合いを9月8日に持たれているんですね。だからちょっとこの医療体制というか、発見までが非常に時間がかかって医療費がかかるということが最大じゃないかなと、本人たちにしてみればね。そこに至るまでが大変なのということ、医療体制の連携を確立していこうという話し合いを持たれたようなんですね。こういったこともちょっと私どもも知っておかなきゃいけないなと思ひましてね、ちょっと話をさせていただきました。

○秋本勝則議会事務局長 今は質疑ですので、質疑がなければこれで。

○秋葉好美委員 そうですね。

○秋本勝則議会事務局長 今、討論的などころになってしまったので。

○副委員長（小金井 勉副委員長） 最後に1点だけちょっと。

この意見書の中で4番目をちょっと見てもらえますか。

4番目に、制度設計に当たって地方自治体に対する速やかな情報提供や意見交換の機会の確保を徹底し、地方自治体から意見を反映させるとうたってありますけれども、このことに対して今、担当課としてはどのように考えていますか。

○安川一省社会福祉課長 この難病の事業は法令に基づきまして国と認定事務については県が行っております。おそらく都道府県とすれば国の動向、今後の方針、これを早い段階で情報提供してもらいたい。そして一番大きな流れは、ほかの都道府県におきましてもその拡充に向けた体制を整えなければいけない。それからすれば、地方自治体の中でも都道府県につきましても情報提供、意見交換というのは非常に貴重なものだと思います。

翻って市町村になりますと、その動向を注視するというような立場になるかなと思います。以上です。

○副委員長（小金井 勉副委員長） それしかないですね。それ以上はどうにもならない。  
わかりました。

○委員長（加藤岡美佐子委員長） それでは、社会福祉課の皆さん退席していただいて結構で  
す。

（社会福祉課 退室）

○委員長（加藤岡美佐子委員長） それでは、委員の方々の意見を伺いたいと思います。

○森 建二委員 この線維筋痛症という病気、おそらく皆さんご存じだと思いますが、ちょっ  
と整理させていただきますと、つい先日、世界仰天ニュースというテレビがあって、私も  
齋藤さんからテレビ見てということで見ました。内容については誰にも理解されない病気  
の苦しみという内容でございました。簡単に申し上げれば、例えばこういうふうに私がし  
ゃべっている音を聞く、音に反応して体の節々や血管が、本当に血管の中にガラスの粉が  
入っているような感じの痛みを感じるということなんだそうです。多分口で言っても私も  
感覚として理解がなかなかちょっと難しいところですが、例えば友達と話をしてもそ  
ういった痛みが出てしまう。歩くのも大変だ。それを結局自分しかわからない。病院に行  
っても、痛いかどうかも含めて理由もわからないという状況ですので、それに対して病院  
の先生のなかなか手厳しい一言は、お宅の子どもさんは本当に痛いんでしょうかというよ  
うなことまで言われてしまう。最後はさつき猪川さんもおっしゃいましたけれども、結局  
誰にも理解をされない。だから自殺まで追い込まれてしまうという、本当に非常に精神的  
に追い込まれてしまう、何か厳しい病気なのかなというふうに思っております。

翻って今、社会福祉課長のお話を聞いても、現在は症状がわからない。障害者手帳の交付  
もできない。そして自己負担の軽減も、結局具体的な症状が見えなければできないという  
ことで、多分八方塞がりの状況になってしまうのかなと思いますので、当然、この線維筋  
痛症だけではなく、いろいろなこういった我々の目に触れない、なかなか理解しがたい病  
気というのはあるんだと思いますので、なかなかその認定をするに至っての難しさはあ  
ると思いますが、何がしかの手助けが社会福祉という形で必要なのではないかと思います。  
その上で、やはり一番まず手身近に言えることは就労支援なのかなというふうに思います  
ので、できれば内容的には、この陳情書の中の具体的な要望の部分が、もうちょっとそこ  
があるといいのかなという気もいたしますが、私といたしましてはこの陳情については通  
してあげるべきなんではないかと思います。

以上です。

○秋葉好美委員 前回の議会の中で、内容がやはりちょっと具体性に欠けているよねということで、そのところの部分をはっきりとしていただけたらなという形でお話をさせていただいたんですけども、ちょっと今回の内容の中でも具体性に欠けているのかな。本当に先ほど来テレビ見て大変だったという部分で、症状的な部分をもっと中に入れて、やはり共感得られるようなことがあれば本当によかったかなと思うんですけども、若干ちょっとそのへんがやっぱり抜けているのかな。でもやっぱりいろいろな話を通して私どもも勉強させていただきながら、やはりこういった意味の人たち、弱者ですね。やっぱり心身ともに何か冒されているというか、やっぱりかわいそうかなという部分となると、患者さん目線でやっていかないと厳しいのかなと。前回まではそれがちょっとわからなかった時点がかなりございましたので、こういった意味では今回改めて賛同の意が必要なのかなということも私自身もちょっといろいろなことを勉強する中で、また皆さんの意見を聞く中で私自身がそのように感じられました。

○蛭田公二郎委員 私もぜひこれは取り上げていただきたいと思うんですけども、陳情出した齋藤さん自身が本市に在住して非常に線維筋痛症で悩んでいるという方なんですけれども、この陳情の内容をよく見てみると、タイトルも指定難病以外の難病疾病対策というふうに書いてありまして、陳情項目見ても、結局線維筋痛症だけを取り上げているということではなくて、言ってみれば制度の谷間にある方たちで、なかなか指定難病になるにはハードルがたくさんあって、それに該当しない多くの難病患者が本当に苦しんでいると。齋藤さんみたいなあんなに苦しい状況の人が何の手も差し延べられないでいるというね。そういう指定難病以外の方の難病とか疾病に対して支援措置を施してほしいという、そういうことでしたら、そういう点ではこういう意見書を上に上げていくということは多くのそういうことで苦しんでいる皆さん方の励ましにもなるんじゃないかと思っています。先ほど猪川さんからもお話がありましたが、あちらこちら本市だけじゃなくて陳情出しているということでしたけれども、あるいはあちらこちら多くの自治体でも理解して、そういう実態を上を上げていくということが大事なんじゃないかと思います。

以上です。

○委員長（加藤岡美佐子委員長） 小金井副委員長。

○副委員長（小金井 勉副委員長） 最初に申し上げますけれども、私は今回この陳情書、意見書に対して反対はいたしません、今日齋藤勝さんはいませんが、会長にお聞きとめをしていただきたいと思います。前回この陳情書を6月議会に出されましたけれども、その

ときに私もこれも内容的にはよくわかりませんでした。その後いろいろとこの中身を勉強しましたけれども、確かにこの陳情書に対して意見書は悪いものではないと思いますけれども、6月議会で申し上げたとおり内容をもう少し踏み込んだ形で、大きな目線というか、内容をもう少し精査してもらいながら、次出すのであれば出してほしいということでありましたけれども、今回のこの内容を見ますとほとんど変わってない状況なんですよ。今日齋藤勝さん本人がいればよくわかると思うんですけども、具体性にも、もう少し欠けているし、もう少し内容を精査した上でこの意見書というものを本当は少し踏み込んだ形で出してもらいたかったということをお伝え願えればと思います。

でも、今回この意見書に対して私は反対するものではありませんので、そのことだけ了承願いたいと思います。

以上です。

(「構成しなおして提出したほうがよろしいですか」と呼ぶ者あり)

○副委員長(小金井 勉副委員長) いや、それは時間がまた。今回それでまたもまなきやいけないんで、委員会なり何かを開かなきゃいけないんで。そのこと1点だけお伝え願えればと思います。

以上です。

○委員長(加藤岡美佐子委員長) では、意見が出尽くしたようなので、採決に移りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○委員長(加藤岡美佐子委員長) ではお諮りいたします。

陳情第10号を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長(加藤岡美佐子委員長) 賛成総員となりますので採択となります。

陳情第10号は採択と決しました。

○委員長(加藤岡美佐子委員長) はい。

(「今、副委員長が言ったことを伝えていただいて」と呼ぶ者あり)

(「本人が一番わかってもらうことが大事だと思うので、本人がいないのが残念なんですけどね」と呼ぶ者あり)

(「はい、わかりました」と呼ぶ者あり)

(「会長、お願いします」と呼ぶ者あり)

○委員長（加藤岡美佐子委員長） ただいま意見書案が配付されましたが、この意見書案でよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（加藤岡美佐子委員長） では、この意見書案をもとに最終日に本会議でも採決を行い、その結果、採択となった場合には議員発議となります。提出者は委員長、賛成者は委員会の皆さんですね。

○秋本勝則議会事務局長 今回ちょっと宮間委員がいませんので。

○副委員長（小金井 勉副委員長） ということは後でということ。

○秋本勝則議会事務局長 いないので4人になろうかとは思いますが。

○委員長（加藤岡美佐子委員長） そのように準備させていただきます。

以上でこの案件はよろしいですね。

（「はい」と呼ぶ者あり）

---

◎議案第2号 大網白里市使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（加藤岡美佐子委員長） それでは次に、付託案件の審査を行います。

議案第2号 平成28年度大網白里市国民健康保険特別会計補正予算を議題といたします。  
市民課を入室させてください。

（市民課 入室）

○委員長（加藤岡美佐子委員長） 市民課の皆さんご苦労さまでございます。

ただいまから、当常任委員会に付託となった議案について審査を行いますので説明をお願いいたします。

時間の関係もありますので簡潔明瞭にお願いいたします。

なお、説明終了後に各委員から質問等があった際は、挙手の上、委員長の許可を求めてから速やかにお答えください。

はじめに課長から職員の紹介をしていただき、続けて議案第2号の説明をお願いいたします。

課長。

○小川丈夫市民課長 それでは出席職員の紹介をさせていただきます。

飯田副課長でございます。

○飯田 剛市民課副課長 よろしくお願ひします。

○小川丈夫市民課長 茂田班長でございます。

○茂田栄治市民課主査兼国保年金班長 よろしくお願ひします。

○小川丈夫市民課長 私、課長の小川でございます。よろしくお願ひいたします。

それでは着座にて説明させていただきます。

早速でございますけれども、議案第2号 国民健康保険特別会計補正予算について説明させていただきます。

既にお手元に配付されております9月補正予算案の概要に基づきましてご説明申し上げます。

資料の2ページをお開きください。

国保会計は中段やや下になっております。

補正予算の概要といたしましては、歳入歳出予算にそれぞれ補正額259万2,000円を追加し、予算総額を70億3,677万7,000円にしようとするものでございます。

内容でございますが、平成30年度から国民健康保険事業の広域化に伴い、国保財政の運営主体が千葉県となることから、県とのデータ連携が必要となり、このためのシステム改修に必要な額を計上いたしました。なお、このシステム改修は今回1回目でございますが、少なくとももう1回の改修が必要となります。それは予定としては来年度だと思われま

す。またこの財源でございますけれども、全額国庫補助金でございます。

以上でございます。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○委員長（加藤岡美佐子委員長） ただいま説明のありました議案第2号の内容について、ご質問等があればお願ひいたします。

はい、蛭田委員。

○蛭田公二郎委員 今ご説明いただいたように、平成30年の4月から移行するということで、これ、全国的なものですので、今年度第1回で、来年度もう1回ということで、その時期についても、それからシステムの内容についても全て全国の市町村同じということになるんですかね、基本的には。

○委員長（加藤岡美佐子委員長） 小川課長。

○小川丈夫市民課長 まずスケジュールにつきましては、国が示しておりますスケジュールに基づきまして全国統一的に行われるということでございます。

それから具体的なシステム改修なんですけれども、今回のシステム改修は30年度から千葉県が各市町村に対しまして国保の納付金等を算出するために、まず試算を行うというスケジュールになっておりまして、そのために県と各市町村がデータ連携をしなければいけないということのための改修でございます。来年度と私、申し上げましたけれども、完全な形での連携、新しいシステムにしなければいけないわけなんですけれども、それについては来年度当初予算に計上させていただくということで今、考えております。

以上でございます。

○蛭田公二郎委員 すみません、参考に。今度259万、これ第1回で、来年も大体同じぐらいの金額かなと。

○小川丈夫市民課長 まだ額的にははっきりはしておりませんし、今の概要をご説明しますと、私どもの市のほうで使っているシステムがございます。それは国民健康保険もそうですけれども、住民基本台帳、それから税、福祉と連携したシステムを今、構築されておりまして、そのシステムを今度の広域化に基づいた形に変更するという方法と、それから国が標準システムというのを開発しておりまして、それを新たに導入するという方法とがございます。この2つの方法があるということでございます。それをどちらにするかということについては、今、関係各課と協議して精査をしているところでございます。

（「結構です」と呼ぶ者あり）

（「特にありません」と呼ぶ者あり）

○委員長（加藤岡美佐子委員長） では、市民課の皆さんご苦労さまでした。

（市民課 退室）

---

◎議案第3号 平成28年度大網白里市介護保険特別会計補正予算

○委員長（加藤岡美佐子委員長） 次に、議案第3号 平成28年度大網白里市介護保険特別会計補正予算を議題といたします。

高齢者支援課を入室させてください。

（高齢者支援課 入室）

○委員長（加藤岡美佐子委員長） 高齢者支援課の皆さん、ご苦労さまです。

ただいまから、当常任委員会に付託となった議案について審査を行いますので、説明をお願いいたします。

時間の関係もありますので簡潔明瞭をお願いいたします。

なお、説明終了後に各委員から質問等があった際は、挙手の上、委員長の許可を求めてから速やかにお答えください。

はじめに課長から職員の紹介をしていただき、続けて議案第3号の説明をお願いいたします。

課長。

○町山繁雄高齢者支援課長 皆さんから向かって左側ですけれども、高齢者支援課副課長地域包括支援センター担当でございます小田川でございます。

○小田川尚子高齢者支援課副課長 小田川です。よろしくお願いいたします。

○町山繁雄高齢者支援課長 続いて、介護支援班長戸田でございます。

○戸田久子高齢者支援課主査兼高齢者支援班長 戸田です。よろしくお願いいたします。

○町山繁雄高齢者支援課長 それから左になります。介護保険の班長でございます鈴木でございます。

○鈴木理一高齢者支援課主査兼介護保険班長 鈴木です。よろしくお願いいたします。

○町山繁雄高齢者支援課長 課長の町山です。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第3号 介護保険特別会計補正予算（案）について、その概要を説明させていただきます。

全員協議会のほうで配付された資料の総括表の3ページ下部、それから予算書（案）でございますけれども、予算書の53ページから60ページが該当箇所となります。

本予算（案）につきましては、平成27年度介護保険特別会計の給付費等の確定に伴いまして、財源でございます一般被保険者、こちらは65歳以上になります。この保険料と、2号被保険者、こちらは40歳から64歳になりますが、の保険料でございます支払基金交付金、それから国・県の負担金、一般会計からの繰入金をそれぞれ法定負担割合に応じて精算処理しようとするもので、予算総額といたしましては歳入歳出それぞれに1億9,683万8,000円を追加し、予算総額を41億4,659万9,000円にしようとするものでございます。

内容でございますが、歳入につきましては総括表の3ページ、ごらんいただきたいと思っております。

下のほうになりますけれども、4款の歳入でございます。4款支払基金交付金ですけれども、こちらは平成27年度の介護給付事業費の確定に伴いまして、不足しておりました、足りなかった分でございますけれども、251万円を追加交付分として計上してございます。

次の8款繰越金でございますけれども、こちら本特別会計の平成27年度実質収支額1億



9,432万8,000円でございますが、こちらを計上したものでございます。

歳出になります。同じく総括表3ページをごらんください。

こちらも平成27年度の介護給付費等の確定に伴いまして、1号被保険者保険料の精算により介護保険特別会計準備基金元金積立金としまして5,978万7,000円を、それから国・県、それから地域支援事業に係る精算が一部ございますけれども、こちらの返還金として、資料では償還とありますが、返還金としてなりますが、9,258万4,000円を。市の負担金等清算により、一般会計繰出金を4,446万7,000円を計上してございます。

以上が介護保険特別会計補正予算（案）の概要でございます。

ご審議のほうをよろしくお願いいたします。

○委員長（加藤岡美佐子委員長） ただいま説明のありました議案第3号の内容について、ご質問等があればお願いいたします。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○委員長（加藤岡美佐子委員長） では、高齢者支援課の皆さんご苦労さまです。

退席していただいて結構でございます。

（高齢者支援課 退席）

---

◎議案第8号 大網白里市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める  
条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（加藤岡美佐子委員長） 次に、議案第8号 大網白里市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

子育て支援課を入室させてください。

（子育て支援課 入室）

○委員長（加藤岡美佐子委員長） 子育て支援課の皆さん、ご苦労さまです。

ただいまから、当常任委員会に付託となった議案について審査を行いますので、説明をお願いいたします。時間の関係もありますので、簡潔明瞭をお願いいたします。

なお、説明終了後に各委員から質問等があった場合は、挙手の上、委員長の許可を求めてから速やかにお答えください。

はじめに、課長から職員の紹介をしていただき、続けて議案第8号の説明をお願いいたします。

○松戸敏彦子育て支援課長 それでは、職員を紹介させていただきます。

私のまず右手、副課長の糸井です。

○糸井陽子子育て支援課副課長 糸井です。よろしくお願いいたします。

○松戸敏彦子育て支援課長 それから保育班長の菊池です。

○菊池有輔子育て支援課主査兼保育班長 菊池です。よろしくお願いいたします。

○松戸敏彦子育て支援課長 それから児童家庭班長の島田です。

○島田洋美子育て支援課主査兼児童家庭班長 島田です。よろしくお願いいたします。

○松戸敏彦子育て支援課長 よろしく申し上げます。

では、座って説明させていただきます。

議案第8号の説明資料ということで、大網白里市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について説明します。

まず、改正の趣旨といたしまして、児童福祉施設最低基準の一部を改正する条例及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する条例の施行に伴い、市が条例で定める基準の一部を改正しようとするものです。

改正の概要としまして、まず1点目が、特別避難階段の構造の基準について、排煙技術の発展による排煙方式の多様化を踏まえた建築基準法施行令の改正がなされ、階段に排煙設備等を設けることでも足りるとされたことから、小規模保育事業及び事業所内保育事業について本市が定める基準のうち4階以上の階に保育室等を設ける場合に設置する屋内階段の排煙設備についても同様の取り扱いとするものです。

2点目が、小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所における職員の配置基準や資格要件について当分の間、特例を設けるものです。

3点ございます。1点目が、朝夕の保育士配置の要件の弾力化、これについては、本市基準で定める保育士を2名以上配置しなければならない要件について、配置基準上必要となる保育士の数が2人を下回る場合に限り、結局1人ですけれども、保育士のうち1人を子育て支援研修を終了した者等をもって変えることができるとするものです。

2点目が、幼稚園教諭、小学校教諭及び養護教諭の活用ということです。これは本市基準により必要となる保育士の推移の算定について、必要保育士数の3分の1を超えない範囲で幼稚園教諭、小学校教諭、または養護教諭の普通免許状を有する者を保育士とみなすことができるとするものです。

最後に研修代用要員等の加配人員における保育士以外の人員配置の弾力化、これにつつま

しては11時間開所で、保育士1人あたり最長8時間労働としていること等により、本市基準により必要となる保育士に追加して必要となる保育士について、必要保育士数の3分の1を超えない範囲で子育て支援員研修を終了した者等をもって替えることができるとするものです。

以上です。

○委員長（加藤岡美佐子委員長） ただいま説明のありました議案第8号の内容について、ご質問等があればお願いいたします。

森委員。

○森 建二委員 この保育事情、現在おそらく人が非常に足りない中での、特に改正の概要の2番についてはそれを補っていく形になるものかと思えます。

まずこの改正の概要の1の小規模保育事業所及び事業者内保育事業について、排煙技術の向上により形が緩やかになったと思うんですが、具体的にこれは市内の何件という、具体的に数が多くなければ、できればどこの保育所が改装するのかということのを伺いたいということが1つ。多ければ数だけでも結構です。あんまり多くはないと思うんですが。

それとこの2番の小規模保育事業所A及び保育所型事業所内保育における職員の配置の中で、子育て支援員研修（地域型保育コース）を修了した者とありますが、具体的にどのような研修をどのぐらいの期間行った形のものになるでしょう。またこれは国家資格なんですか、そうではないのでしょうか。お願いします。

○委員長（加藤岡美佐子委員長） 課長。

○松戸敏彦子育て支援課長 まず、排煙設備の関係ですけれども、この条例に該当するものについては、4階以上に設置するものということで、本市では全て1階ですから、該当する施設はございません。

2点目の子育て支援研修ということですが、内容としてはどのくらいかということで、千葉県が主催する研修で短期大学の教授、それから看護師とかが講師となって基本研修を9時間、それから専門研修を20時間、さらに2日間の見学実習、そういうものをした者ということで、これは一気にやるのではなくて、半年ぐらいかけてやっていくものになります。これは国家資格ではなくて、あくまで知事が認めているものということでございます。

○委員長（加藤岡美佐子委員長） 蛭田委員。

○蛭田公二郎委員 今、森委員からもお話がありましたように、（1）については該当がない

と。(2)については、昨日の話では1件該当するけれども、1件該当するけれども、今のところこの改正条例で適用する予定はないということなんですね。もともと今回の保育士配置にかかる特例というのは、今年の2月に厚労省から通知が出ていますね。それを見ると、さまざまな状況の中で保育士配置について特例的に任用を可能としたところであると書いてあるんですね。その後に、最後のところで、本通知は地方自治法第225条の4の1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添えるというふうに書いてありますね。それで具体的な改正の概要に書かれているんですが、この厚労省に通じる趣旨からすると、特例的運用をしてもいいよと。これはあくまでも厚労省、国の助言規定だということだから、あえて各地方自治体の判断で、これに基づく条例改正しなくてもいいということですね。それだけ確認したいと思います。

○委員長(加藤岡美佐子委員長) 課長。

○松戸敏彦子育て支援課長 従うべき基準ということですが、それより厳しく基準を定めることも可能だと思います。

(「わかりました」と呼ぶ者あり)

○委員長(加藤岡美佐子委員長) ほかにありますか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○委員長(加藤岡美佐子委員長) ほかに質問がないようでございますので、子育て支援課の皆さん、ご苦労さまでした。退室して結構でございます。

(子育て支援課 退室)

---

◎取りまとめ

○委員長(加藤岡美佐子委員長) それでは、各議案について取りまとめに入りたいと思います。

はじめに、議案第2号に対するご意見及び討論等はありませんか。

○蛭田公二郎委員 先ほど説明がありまして、課長からも話がありましたけれども、平成30年4月になると、県から標準的な収納率みたいなものを示されるんですよ。今までのように保険税は各市町村が幾らにすとか決定することができる。徴収も市町村がやるということなんだけれども、財政管理は千葉県が全部一括して行って、納付を定めて、標準的な納付は幾らだとか、標準的な保険料は幾らだということを定めて、そして基本的には100%納付をしているということを前提にやるということになるわけですね。そうすると危

惧されるのは、私、3月のときに一般質問でもしましたけれども、100%ね、要するにどこの市町村がどれだけ収納率がいいか、悪いかということを見ながら財政運営していくと。納付率が悪いというふうなことで、非常にそういった意味では市町村が持てるかは、財政全部は県が持つわけですから、先ほどのお話では今年のシステム、来年もう1回システムを改修するというので、これは30年4月に広域化するというを前提にそういうことをどこの市町村もやるということのお話でありましたけれども、私は今お話ししましたように、結局市民に対する徴税が強まっていくと。おそらく各市町村なんかでやっている一般会計からの繰入なんかも、国保会計の繰入なんかもなかなかしづらくなってくると、非常に市町村がやりづらくなるというふうに思うんです。結局、最終的には市民のところにそういうしわ寄せがくる、管理が強まるというふうになってくるんじゃないかということ非常に危惧していて、30年からの広域化自体には賛成できないということですから、それのためのシステム改修、この議案については反対ということです。

○委員長（加藤岡美佐子委員長） ほかに。いいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員長（加藤岡美佐子委員長） それでは、付託議案に対する審査結果の採決を行います。

はじめに、議案第2号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（加藤岡美佐子委員長） 賛成多数。

よって、議案第2号は原案のとおり可決いたしました。

○委員長（加藤岡美佐子委員長） 次に、議案第3号に対する意見及び討論などはございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（加藤岡美佐子委員長） では早速、議案第3号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（加藤岡美佐子委員長） 総員賛成です。

よって、議案第3号は原案のとおり可決いたしました。

○委員長（加藤岡美佐子委員長） 次に、議案第8号に対する意見及び討論等ございませんか。

○森 建二委員 この子育て支援員研修を修了した者等をもって朝夕時の保育士配置、そして研修代替要員等の加配人員におけるものという形になっております。私も一般質問で3月

と6月と保育士不足、そして保育園の給料の低さについてお話をしておりますが、実際の保育園においては、特に小規模保育のところで顕著だと思うんですが、とにかく人が足りない。そして人がほとんど今、市内等含めた人員募集のパンフレット、新聞の折り込みなんかも今ありますが、保育園のものが非常に多いと思います。入ったけれどもすぐ辞めちゃう。正直安い、きついという形のものになってしまっておりますので、こういった言ってみれば政府の緩和的な流れになってきているのかなと思います。本来は、ある意味本末転倒だと思います。本来は保育士の給与を上げるなり、制度をよくしていくなりということがまず先決かと思いますが、ただ残念ながら、現状それが追いついていない状況の中では、ある意味ちょっと危ない面もございますが、子育て支援員という形の方に入ってくださいことはやむを得ない。そうしないと本当に保育園そのものの運営が成り立たなくなってしまうような現状に現在は陥っているのではないかと思います。

そういった意味では、やむを得ないという形で私は、これは賛成に資するするものではないかと思っておりますので、討論させていただきました。

○蛭田公二郎委員 森委員から、それもごもっともなんですけれども、この待機児童がたくさんいるということが今、社会問題になっていて、いわば緊急対策として国が打ち出したんですよね。その緊急対策の中身というのは、一つは企業内保育みたいなものを主に広めていくと。企業主導型保育事業と。もう一つはここに出ている朝夕保育士の弾力化だとか、こういうことをこの4月からやっていこうというように打ち出しているんですけれども、本来ならば緊急対策でなぜ保育士が集まらないかといったら、もう抜本的に処遇改善しかないので、眠っている、本当はそういう資格もあるんだけれども、保育士さんになりたくない、やっぱりここを変えていかないと抜本的な改定にはならないんですね。昨日も当面という話がありましたけれども、当面がいつまでかということ、そういう抜本的な改定がされるまでということ、いつまでもいつまでも当面が続いてしまうということになると思うんですね。

先ほど私、説明に対して質問しましたけれども、この28年、今年の2月に厚労省通知が出ているんですけれども、これはあくまでも国の助言であって、そういうことを変えることも可能だよということを言っているわけでね。しかも今回説明を聞いたら、(1)と(2)があって、(1)のところはそういう保育園はないと、(2)のところは1カ所あるけれども、それは想定していないということであれば、あえて今回条例改正してまでやることはないんじゃないかと。昨日一般質問でありましたけれども、私も同様の意見で、

この条例改正には反対ということです。

○委員長（加藤岡美佐子委員長） 秋葉委員。

○秋葉好美委員 今、森委員が今おっしゃったように、結局処遇改善というかな、やはり保育士不足という部分ではもうやむを得ないのではないかなと、私はそのように思いますので、このへんにおいては賛成しかねないのかなと、私はそのように思います。

○委員長（加藤岡美佐子委員長） では、議案第8号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（加藤岡美佐子委員長） 賛成多数。

よって、議案第8号は原案のとおり可決いたしました。

○委員長（加藤岡美佐子委員長） 以上で、当委員会に付託された陳情及び議案の審査を終了いたします。

---

◎その他

○委員長（加藤岡美佐子委員長） その他でございますが、何かありますか。

（「ないです」と呼ぶ者あり）

○委員長（加藤岡美佐子委員長） なければ、以上で協議事項とその他を終了いたしたいと思えます。

---

◎閉会

○副委員長（小金井 勉副委員長） 皆様お疲れさまでした。以上をもちまして文教福祉常任委員会を閉会いたします。

（午前11時08分）